

ジュビロ コーポレートメンバー利用規約

第1条（適用範囲）

株式会社ジュビロ（以下「ジュビロ」とする。）の提供するジュビロ コーポレートメンバー（以下「本会」とする。）に関し、ジュビロと本規約第5条に従い本サービスの利用登録を完了した法人（以下「会員」という）との間における本会の権利義務関連、利用条件等を定めるものとします。（以下「本規約」とする。）

第2条（ジュビロからの通知）

1. ジュビロは、会員に対し必要な通知事項（本規約を含む）を、随時、ジュビロの公式サイト（以下、単に「公式サイト」といいます）、電磁的方法もしくは書面で通知しません。
2. 前項の通知事項はジュビロが当該事項を公式サイト上、電磁的方法もしくは書面（電子メールも含む）通知に掲示した時点より、効力を生じるものとします。

第3条（本規約内容及び変更）

1. ジュビロは、本規約の内容を、会員の了承を得ることなく随時変更することが出来、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約の変更等に関するジュビロから会員に対する告知は、ジュビロが別途定める場合を除き、公式サイトでの公表、電磁的方法もしくは書面（電子メールも含む）をもって行い、通知した時点より、効力を生じるものとします。

第4条（入会資格）

1. 「入会申込する法人」が次の事項のいずれかに該当する場合、本会に入会することが出来ません。なお、本規約で「入会申込する法人」とは、本会への入会を希望し、本条所定の入会申込を行った法人で、ジュビロの承諾を受ける前の法人をいいます。
 - (1) 「入会申込する法人」の記載事項に虚偽、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2) 「入会申込する法人」が実在しない場合
 - (3) 「入会申込する法人」の承諾なくして他法人が申込んだ場合
 - (4) 過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであるとジュビロが判断した場合
 - (5) 入会申込をした時点でジュビロとの間での何らかの支払いを怠っている場合または過去に支払いを怠ったことがある場合
 - (6) 「入会申込する法人」の住所地（ジュビロから送付物の送付先）が日本国外である場合
 - (7) 本規約または利用規約等に違反した場合
 - (8) その他、会員として不適当であるとジュビロが認める場合

第5条（入会申込）

1. 本会への入会申込は、本規約の内容を予め承諾した法人のみが、別途定める方法で行うものとします。
2. 会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に承諾しているものとみなされます。

第6条（年会費）

1. 本規約第7条の有効期間に対応する本会の年会費は、会員種別に応じて別紙1に定めるものとします。
2. 会員は、本条に定める年会費等をジュビロから発行する請求書に記載された口座に現金にて振り込み支払うものとします。
3. ジュビロは、本規約第11条の規定により有効期間内において会員資格が終了した場合を含み、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
4. 年会費等の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、会員負担とします。

第7条（有効期限）

会員資格の有効期間は、入会を認められた時点の翌月から1年間とします。

第8条（継続手続）

1. ジュビロは会員へ継続通知を行うことなく、継続手続きをします。
2. ジュビロは、会員に対し更新時期に請求書を発行および送付（電子メールも含む）し会員は年会費の納入をもって継続手続きをします。
3. 本会を継続しない場合、会員は有効期限満了までにジュビロに申し出ることとします。
4. 年会費の納入日等は、本規約第6条に準じます。

第9条（特典）

会員はジュビロより会員種別により別紙1の特典を享受できるものとします。

1. ジュビロは、本会の特典内容を随時変更することが出来、会員は予めこれを承諾するものとします。
2. 本会の特典の変更等に関するジュビロから会員に対する告知は、ジュビロが別途定める場合を除き、公式サイト、電磁的方法もしくは書面（電子メールも含む）をもって行い、通知した時点より変更後の内容がその効力を生じるものとします。
3. 特典を用いた営利（企業広告、企業広報活動、販促活動等）を目的する行為は基本的に禁止とします。

第10条（譲渡・転貸の禁止）

会員は本規約に基づく権利及び義務を、ジュビロの承諾を得ることなく、第三者に譲渡または転貸してはならないものとします。

第11条（本会の退会）

1. ジュビロは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに直ちに本会を退会することができるものとします。
 - (1) ジュビロ所定の手続きを行い、本会を退会した場合
 - (2) 第6条（年会費）が期日まで振り込まれない場合
 - (3) ジュビロまたはチームの選手に社会的信用を失墜させる行為が生じたとき。
 - (4) 破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始、又は特定調停の申立てがあったとき。
 - (5) 資産状況、企業信用が悪化し本契約の履行が困難になると認められるとき。

- (6) 前各号の他、本契約に違反し本契約の履行が困難と認められるとき。
2. 会員の責による前項の規定等によりジュビロが本会を退会した場合、ジュビロは本規約第6条、第8条により会員が支払った年会費は返金しないものとし、原状回復のために発生する一切の費用は会員の負担とする。

第12条（本会の終了）

1. ジュビロは、会員資格の有効期間が満了する6ヶ月前までに会員に対して告知することにより、ジュビロの裁量で本会を終了し、会員に対するサービスの提供を中止することが出来、会員に対し、入会金及び年会費の返還の責任を負わないものとします。
2. 本条第1項の場合、本会及びサービスの利用により会員または第三者が被った損害等に関し、ジュビロは一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第13条（反社会的勢力等の排除・法令遵守）

1. ジュビロ及び会員は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確認します。
- (1) 自ら（法人の場合は代表者、役員その他のいかなる名称を有するかを問わず実質的に経営に関与するものと認められる者を含む）または出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（以下「実質的支配者等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに順ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という）ではないこと。
- (2) 自らまたは実質的支配者等が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にないこと。
- (3) 反社会的勢力等に自己の名義を利用させ、本会及び本規約を維持するものでないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害または信用を毀損する行為。
 - ⑤ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する行為。
 - ⑥ 靈感商法、マルチ商法などの悪徳商法およびその行為
 - ⑦ その他前各号に準ずる行為
3. ジュビロ又は会員は、相手方が第1項各号を確認することを目的とした調査を行う場合、それに協力するものとします。
4. ジュビロ又は会員は、相手方が第1項の各号に違反しているおそれがあると合理的理由に基づき判断された場合（報道その他により一般に認識された場合を含む。）、相手方に対し何らの催告を要しないで、直ちに本会を退会することができるものとする。催告をしたにもかかわらず相当の期間内に前項の協力をしない場合も同様と

する。なおこの場合、解除された者は、相手方に生じた一切の損害を賠償するものとする。又、本規約を解除された者から、自己に生じた一切の損害を補償請求できないものとしします。

第14条（守秘義務）

1. 本会の内容及び本規約に基づく取引により知り得た相手方の業務上の機密を第三者に漏洩してはならない。会員が退会した後や本会が終了した後も同様とする。
2. 法令に基づく場合その他「個人情報保護に関する法律」に定める場合を除き、ジュビロが取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（ジュビロが本会に関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとしします。

第15条（協議事項）

本規約に定めなき事項または本規約の条項の解釈に疑義が生じた事項については、ジュビロと会員協議のうえ、決定するものとしします。

第16条（合意管轄）

ジュビロ及び会員は、本会に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）は、ジュビロの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとしします。

第18条（問い合わせ先）

本会、本規約についてのお問い合わせは下記とします。

〒438-0025

静岡県磐田市新貝 2500

株式会社ジュビロ

TEL 0538-36-4670（10:00～12:30、13:30～17:00／日・月定休）

【別紙1】

ジュビロ コーポレートメンバー会員種別、年会費

コーポレートプレミアムメンバー	年会費	100,000円(税込)
コーポレートメンバー	年会費	50,000円(税込)

ジュビロ コーポレートメンバー特典一覧

		プレミアム メンバー	メンバー
招待チケット	A指定席を進呈(4試合/年) ※対象試合はジュビロにて決定 ※メンバー種別により枚数が異なる	A指定席 4席/試合 計16席	A指定席 2席/試合 計8席
エコパ開催ゲームご招待	D指定席進呈(1シーズン1回) ※対象試合はジュビロにて決定	D3指定席 4席	D3指定席 2席
シーズンシート購入権	※本会を退会した後、シーズンチケットの購入は出来ないものとする。	対象	対象
会報誌	登録住所へお届け 年3回発行予定	1冊/回	1冊/回
試合告知ポスター	登録住所へお届け 年2回発行予定	1枚/回	1枚/回
チケット先行購入	ジュビロが主管するJリーグ戦(カップ戦含む)のチケットを一般販売よりも前に購入することができる。 なお、購入時期・方法については、ジュビロが指定するものとする。 ※BOXシート、ホームゴール裏指定席、サポーターズシート、ビジターゴール裏指定席は対象外	対象	対象
チケット割引購入 ※前売券のみ	ジュビロが主管するJリーグ戦(カップ戦含む)のチケットを前売券一般価格の10%引きで購入することができる。 ※シーズンチケットは割引対象外 ※当日券は割引対象外 ※BOXシート、ホームゴール裏指定席、サポーターズシート、ビジターゴール裏指定席は対象外	対象	対象
グッズ割引購入	ジュビロが販売するグッズを一般価格の10%引きで購入することができる。 ※一部対象外の商品あり ※購入方法はジュビロが指定する方法とする。	対象	対象
名称掲載	イヤブック、ヤマハスタジアム内ボードに貴社名を掲載するものとする。 ※1月中旬の会員が対象とする。 ※大きさや場所等はジュビロが指定	対象	対象
	ジュビロが管理する公式サイト	社名表示 リンクあり	社名表示 のみ
リンク用バナー	ジュビロ指定バナーをホームページに掲載	対象	対象外
広告宣伝活動の割引 実施権	ジュビロが主管するJリーグ戦(カップ戦含む)におけるサンプリングおよび大型映像装置での動画放映を割引価格で実施することができる。	対象	対象

(2024年2月1日現在)